

手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について

令和 6 年 4 月 30 日付け官房審議官通知
公正取引委員会事務総局官房審議官

手形（下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年 6 月 1 日法律第 120 号）第 4 条第 2 項第 2 号の手形をいう。以下同じ。）を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、昭和 41 年以降、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形の交付日から手形の満期までの期間（以下「手形期間」という。）の基準（以下「指導基準」という。）について、繊維業は 90 日、その他の業種は 120 日とし、親事業者がこれを超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導してきた。

今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず 60 日とする。

これに伴い、令和 6 年 11 月 1 日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が 60 日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導されたい。

附 則（令和 6 年 4 月 30 日付け官房審議官通知）

（施行期日）

第 1 条 この通知は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この通知の規定は、この通知の施行の日（以下「施行日」という。）以後に手形が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に手形が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。

（一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針についての一部改正）

第 3 条 一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（昭和 60 年 12 月 25 日取引部長通知。以下「一括決済方式指導方針」という。）を次のように改正する。

「7」中、「120 日以内（繊維業の場合は 90 日以内）」を「60 日以内」に改める。

（一括決済方式指導方針の一部改正に伴う経過措置）

第 4 条 前条の規定による改正後の一括決済方式指導方針「7」の規定は、施行日以後に一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。

（電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針についての一部改正）

第 5 条 電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（平

成 21 年 6 月 19 日取引部長通知。以下「電子記録債権指導方針」という。)の一部を次のように改正する。

「2 決済期間」中、「120 日以内（繊維業の場合は 90 日以内）」を「60 日以内」に改める。

（電子記録債権指導方針の一部改正に伴う経過措置）

第 6 条 前条の規定による改正後の電子記録債権指導方針「2 決済期間」の規定は、施行日以後に電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。